

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	公害健康被害対策(補償・予防)	担当部局	環境保健部
		評価者	企画課長 柴垣 泰介

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	8 節	環境保健施策、公害紛争処理等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 公害による健康被害の補償・予防を推進することにより、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	1,780.485	1,823.467	2,211.223	
	一般会計	1,780.485	1,823.467	2,211.223	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)による被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、公害に係る健康被害について成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p>

残された課題・新たな課題

<p>公健法による被認定者に対する迅速かつ公正な補償を確保する。 公害による健康被害の未然防止を図るとともに、幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査を一層、推進する。</p>
--

今後の取組

<p>公健法による被認定者に対する迅速かつ公正な補償の確保及び公害による健康被害の未然防止を引き続き図っていく。 局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査「そらプロジェクト」について、「学童コホート調査」(小学生を対象とした 5 年間の追跡調査)を着実に継続して実施するほか、新たに、幼児を対象とした症例対照調査を実施する。</p>

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。さらに、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。
達成状況	<p>公健法の補償給付等に要する財源に充てるための汚染原因者からの適正な賦課金徴収等を行い、公健法による被認定者約 5 万人に対し、公正な補償給付等を実施した。</p> <p>また、地域の健康被害予防に直結する健康相談、健康診査、機能訓練事業を中心に健康被害予防事業を実施した。</p> <p>さらに、環境保健サーベイランス、カドミウム汚染地域住民健康影響調査等により、環境汚染による健康影響の継続的監視及び調査研究を行い、加えて、局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査については、「そらプロジェクト」を着実に実施した。</p>

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

<p>【必要性】 我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p>【有効性】 被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。</p> <p>【効率性】 公健法による被認定者に対する補償に係る事務については、地方公共団体への事務費交付金、公害健康被害補償予防協会への補助金等により効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で効率的に実施した。</p> <p>【公平性】 公健法に定められたとおり、被認定者に対する公平な補償給付や予防事業等を実施した。</p> <p>【優先性】 被認定者への補償や予防事業は公健法に規定された業務であり、環境汚染による健康影響の継続的監視、調査研究や疫学調査は、国民の健康に係る課題でもあるため、優先して実施する必要がある。</p>

特記事項

<p>< 昨年からの変更点 > 目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 及び 2 を統合・整理し、今回新たに下位目標 1 とした。また、目標の表現についても見直しを図った。</p> <p>< 内閣としての重要施策等 > -</p>

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）（昭和 48 年法律第 111 号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
		1	環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査） 局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 高齢認定患者リハビリテーションプログラム開発費 公害健康被害補償給付支給事務費交付金 公害健康被害補償基礎調査費 公害健康被害補償不服審査会等経費 イタイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 重金属等の人体影響に関する総合的研究 イタイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実 態調査費	211,490 530,338 - 1,211,336 7,614 56,466 40,097 8,198 26,294

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1-	は事業内容を考慮し、に統合するため、今回終期となる。	に統合することで、自治体と連携し、より効率的に事業を推進する。